



ひょうご住まいづくり協議会



ひょうご住まいづくり協議会

発行:ひょうご住まいづくり協議会事務局
(兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課内)

電話:078-362-3583

監修:兵庫県

空き家で **損**

空き家は、放置すると劣化
近隣にも迷惑をかけ

対応が遅れると、さら
損しないコツは、す

いずれ空き家を持
使う予定がある空
使う予定のない空

隣の空き家に困ったら

本書は、損しないための知
本書を開いて、今すぐに、

をしないために。

し、資産価値を損ねます。
税金もあがります。

に問題が悪化します。
ぐに対応すること。

つなら、備えを。
空き家は、管理を。
空き家は、処分を。

、地域での対応を。

識や方法を紹介しています。
できることをやりましょう。

本書の読み方

あなたに読んで欲しいページはここ!

あなたの状況・お考え

・空き家なんて自分には関係ない。
・空き家になっても何も問題はない。

・いずれ実家を相続するけど、まだ対応の予定はない。

・相続した実家にいずれ帰る予定だ。
・空き家をどうしたらよいかまだ迷っている。

・空き家はあるが、おそらく今後も使わないだろう。

・近所に空き家があり何とかしたい。

・空き家をどうしたらいいか相談したい。
・専門的なアドバイスが欲しい。

あなたに読んでほしいページ

→I. 空き家を知ろう。…1ページ
空き家とは? 空き家の何が問題か?
空き家を巡る最近のあれこれ。

→II. 備えよう。……19ページ
空き家を所有しても困らないため、
すぐにでもしたい備えあれこれ。

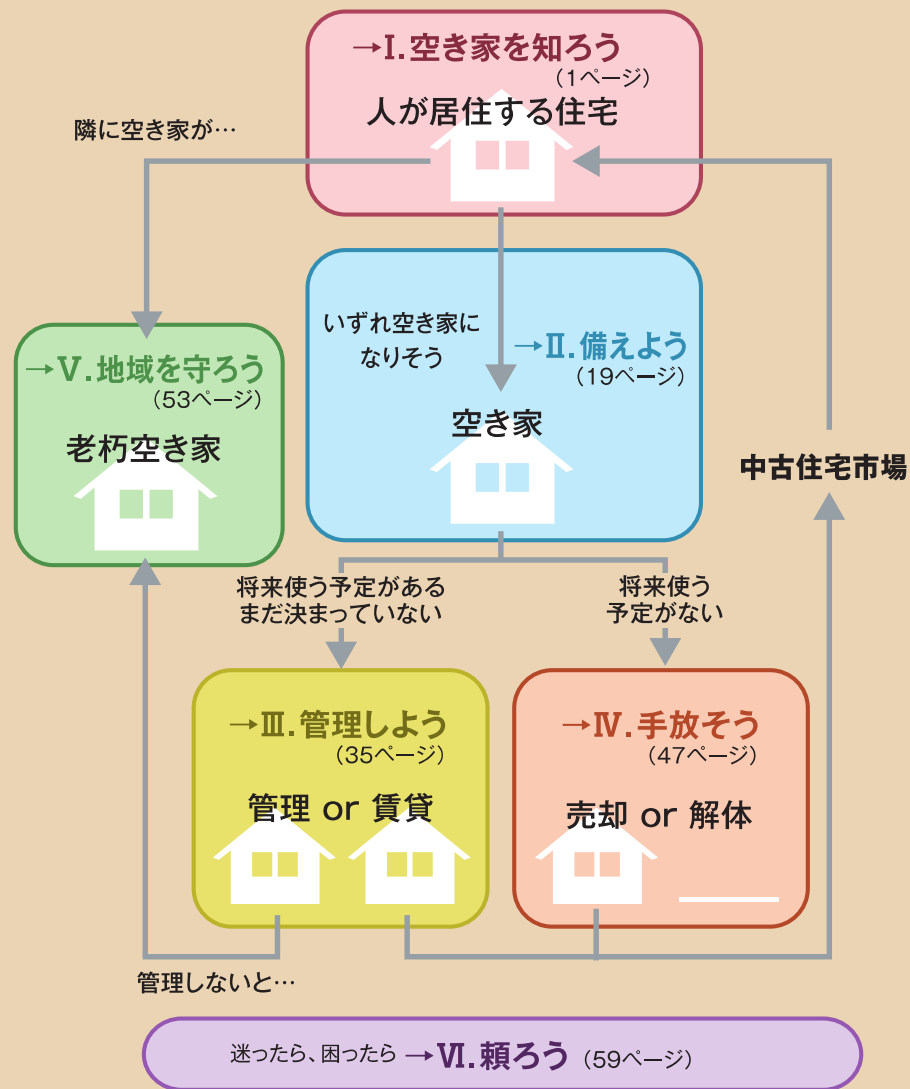
→III. 管理しよう。…35ページ
きちんと管理していれば大丈夫。
管理の方法あれこれ。

→IV. 手放そう。……47ページ
使わない空き家は持っていても無駄。
売却や解体のための方法あれこれ。

→V. 地域を守ろう。…53ページ
隣が空き家になることも。
地域を守る方法あれこれ。

→VI. 頼ろう。……59ページ
頼れる専門家、行政など相談窓口
あれこれ。

空き家で損しないためのフローチャート



目 次

I 空き家を知ろう。	・ ・ ・ ・ 1
第 01 条 それも空き家です。	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 02 条 身近な問題です。	・ ・ ・ ・ ・ 5
第 03 条 住まないと劣化します。	・ ・ ・ ・ ・ 7
第 04 条 迷惑になります。	・ ・ ・ ・ ・ 9
第 05 条 責任があります。	・ ・ ・ ・ ・ 11
第 06 条 お金がかかります。	・ ・ ・ ・ ・ 13
第 07 条 相続でもめます。	・ ・ ・ ・ ・ 15
第 08 条 価値が下がります。	・ ・ ・ ・ ・ 17
II 備えよう。	・ ・ ・ ・ 19
第 09 条 調べよう。	・ ・ ・ ・ ・ 21
第 10 条 登記しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 25
第 11 条 話し合おう。	・ ・ ・ ・ ・ 27
第 12 条 片付けよう。	・ ・ ・ ・ ・ 29
第 13 条 住み替えよう。	・ ・ ・ ・ ・ 31
第 14 条 任せよう。	・ ・ ・ ・ ・ 33

III 管理しよう。	・ ・ ・ ・ 35
第 15 条 知らせよう。	・ ・ ・ ・ ・ 37
第 16 条 きちんと管理しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 39
第 17 条 賃貸しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 41
第 18 条 支援制度を活用しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 43
IV 手放そう。	・ ・ ・ ・ 47
第 19 条 売ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 49
第 20 条 解体しよう。	・ ・ ・ ・ ・ 51
V 地域を守ろう。	・ ・ ・ ・ 53
第 21 条 わが家を守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 55
第 22 条 地域で守ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 57
VI 頼ろう。	・ ・ ・ ・ 59
第 23 条 専門家に頼ろう。	・ ・ ・ ・ ・ 61
問合せ先一覧	・ ・ ・ ・ ・ 64